

令和7年度 垂井町会計年度任用職員募集要項

◆任用条件等の共通事項

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号「パートタイム会計年度任用職員」	任用期間	任用日～令和8年3月31日 ・任期満了後は、予算、その職の必要人数等の検討を踏まえ、勤務評価等による選考などを行った上で、再度任用する場合があります。（一部の職を除く。）
報酬等	・報酬額：「募集職種・条件一覧」のとお ・再度の任用時における経験加算の可能性：「募集職種・条件一覧」のとお ・支給日等：月末締め、翌月21日支給を原則 ・賞与：任用期間の定めが6ヶ月以上で週20時間以上勤務する会計年度任用職員に 勤奨手当、期末手当を支給。	通勤費	自宅から勤務地までの最短経路の距離が2km以上である場合に、距離に応じて町が定める額を支給。（徒歩通勤者を除く。）
休暇	・年次有給休暇：年度（4月～翌年3月）の日数は「募集職種・条件一覧」のとお。年度途中の任用の場合は、任用月に応じた日数。新年度において再度の任用がされた場合は、規定による日数の加算があります。（週5日勤務の場合は最大20日） ・特別休暇：夏季、忌引、結婚、病気、子の看護、産前・産後など有給又は無給の休暇制度あり（所定勤務日数等により、職種により一部異なります。）		
保険等	・加入保険等は「募集職種・条件一覧」のとお		
服務等	地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令・上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等）が適用されます。また、同法に基づき、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けることがあります。		
応募制限等	1 地方公務員法に基づき、次に該当する方は応募できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・当町において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 2 次に該当する方は、採用されない場合があります。 ・現在、他で勤務している方で、当町の会計年度任用職員に採用された場合、勤務時間の合計が1日あたり7時間45分を超える人、または1週間あたり38時間45分を超える人 ・町と特別な利害関係のある企業等で兼業している又はその予定がある場合 ※会計年度任用職員の職と兼業先が、補助金、負担金等の金銭の交付、許認可、その他の行政処分、検査、監査、監督その他の権限行使又は工事、物品購入その他の契約の相手方となり、又はこれらの相手方となり得る関係がある場合をいいます。		
その他	・任用後1か月間は条件付採用期間とします。1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまで延長します。 ・勤務時間が週20時間以上として定めのある職は、年1回、定期健康診断やストレスチェック等を行います。 願います。		

◆募集職種・条件一覧（条件等については、共通事項も必ず確認してください）

職種名	勤務地	仕事の内容等	必要な資格等	報酬（初年度） ・再度の任用時の 経験加算等	賞与	加入保険・ 災害補償等	勤務時間等	休日等	休暇	その他	年齢	求人数
看護師（スポット勤務）	保健センター	乳幼児健診・乳幼児すこやか相談・骨密度測定・集団がん検診での看護師業務	看護師又は准看護師	・時給1,446円 ・再度の任用時の経験加算制度なし	なし	労災保険	・8:30～17:00のうち4時間程度 ・事業のある日、月2～4日程度	土日、指定する日、祝日、年末年始、	・年次有給休暇：1日 ・その他一部の有給又は無給の特別休暇あり		—	1名

◆募集職種・条件一覧（条件等については、共通事項も必ず確認してください）

職種名	勤務地	仕事の内容等	必要な資格等	報酬（初年度） ・再度の任用時の 経験加算等	賞与	加入保険・ 災害補償等	勤務時間等	休日等	休暇	その他	年齢	求人数
保育士A	町立のこども園	こども園での保育に係る業務 ・園児の安全管理 ・生活、歌、遊び等の指導 ・食事の援助、準備、片付け ・支援児加配保育 ・日誌等の事務処理 ・保護者との連携 等 【未経験でも歓迎です】	保育士登録	・時給1,370円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	6月、12月	社会保険（健康・年金）、雇用保険、労災保険	・8:30～18:15のうち指定する7時間15分勤務、休憩45分 ・7:00～19:00までの間でシフト制による早出等あり ・土曜日勤務は2か月に1回程度です。 ・週5日、週36時間15分勤務	日、指定する日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり		67歳まで	若干名
保育士B	町立のこども園	こども園での保育に係る業務 ・園児の安全管理 ・生活、歌、遊び等の指導 ・食事の援助、準備、片付け ・支援児加配保育 ・日誌等の事務処理 ・保護者との連携 等 【シフト制の早期勤務等がなく、働きやすい時間です。】	保育士登録	・時給1,303円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	6月、12月	社会保険（健康・年金）、雇用保険、労災保険	・8:30～17:00のうち指定する7時間15分勤務、休憩45分 ・週5日、週36時間15分勤務	土日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり	原則、シフトによる早出、土曜勤務はありません。	67歳まで	若干名
短時間保育士《午後A》	町立のこども園	こども園での保育に係る業務 ・園児の安全管理 ・生活、歌、遊び等の指導 ・食事の援助、準備、片付け ・支援児加配保育 ・日誌等の事務処理 ・保護者との連携 等 【短時間勤務で、賞与あり！】	保育士登録	・時給1,303円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	6月、12月	社会保険（健康・年金）、雇用保険、労災保険	・12:00～18:00のうち指定する4時間30分（12:30～17:00を基本） ・週5日、週22時間30分勤務	土日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり	・勤務時間について、配属先や日によって異なる場合があります。	67歳まで	若干名
短時間保育士《午後B》	町立のこども園	こども園での保育に係る業務 ・園児の安全管理 ・生活、歌、遊び等の指導 ・食事の援助、準備、片付け ・支援児加配保育 ・日誌等の事務処理 ・保護者との連携 等 【社会保険（健康保険等）は対象外です】	保育士登録	・時給1,303円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	なし	労災保険	・12:00～18:00のうち指定する3時間45分（12:45～16:30を基本） ・週5日、週18時間45分勤務	土日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり	・勤務時間について、配属先や日によって異なる場合があります。	67歳まで	若干名
短時間保育士《夕勤》	町立のこども園	こども園での保育に係る業務 ・生活指導 ・降園対応 等 【夕刻からの3時間程度の勤務です】	保育士登録	・時給1,406円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	なし	労災保険	・15:00～19:00のうち3時間勤務を基本。 ・週5日、週15時間程度	土日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり	・勤務時間について、配属先、園児の在園状況により異なる場合があります。	67歳まで	若干名

◆募集職種・条件一覧（条件等については、共通事項も必ず確認してください）

職種名	勤務地	仕事の内容等	必要な資格等	報酬（初年度） ・再度の任用時の 経験加算等	賞与	加入保険・ 災害補償等	勤務時間等	休日等	休暇	その他	年齢	求人数
保育支援員	町立のこども園	こども園での保育業務の補助や加配保育補助 ・園児の安全管理 ・生活、歌、遊び等の指導 ・食事の援助、準備、片付け ・支援児加配保育 ・日誌等の事務処理 ・保護者との連携等 【未経験でも歓迎です】	「岐阜県子育て支援員研修」（地域保育コース：地域型保育事業）を受講している又は採用後に受講すること	・時給1,215円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	6月、12月	社会保険（健康・年金）、雇用保険、労災保険	・8:30～18:15のうち指定する7時間15分勤務、休憩45分 ・7:00～19:00までの間でシフト制による早出等あり ・週5日、週36時間15分勤務	土日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり		67歳まで	若干名
一時的保育補充保育士	・垂井こども園内一時的保育室 ・町立のこども園	子どもの一時預かり保育及び保護者との連絡、その他関連する業務 ・町立こども園における保育業務（園児の安全管理・生活、歌、遊び等の指導・食事の援助、準備、片付け・保護者との連携等）	保育士登録	・時給1,303円	なし	労災保険	・午前8時00分から午後7時00分までのうち指定する時間。 ・週平均20時間未満	日、祝日、年末年始、その他指定する日	・有給又は無給の休暇制度あり	勤務時間帯は利用者の状況により変わります。	—	若干名
留守家庭児童教室指導員	町立の留守家庭児童教室	仕事などの理由で保護者が家を留守にするため、下校後や学校休業日に家庭で一人で過ごすことが難しい小学生を対象に、指導員として保護者の代わりに生活指導を行ったり、一緒に遊んだりしていただきます。 【資格や経験を活かしますか？】	保育士登録、幼稚園・小学校等の教員免許、放課後児童支援員認定資格のいずれか	・時給1,255円 ・再度の任用時の経験加算制度あり	6月、12月	社会保険（健康・年金）、雇用保険、労災保険	・14:30～18:30の4時間勤務を基本 ・土曜日（指定する日）、春・夏・冬休み、小学校の振替休日等は7:30～18:30までのうち指定する5時間45分以内 ※土曜日の勤務は当番制で月1回程度です。	土（当番制により月1回程度勤務あり）、日、祝日、年末年始	・年次有給休暇：10日 ・その他有給又は無給の特別休暇あり	・放課後支援員研修を未受講の方は補助員ですが、報酬等の勤務条件は指導員として変更ありません。 ・学校の予定等により勤務時間等が変更になる場合があります。	67歳まで	若干名